

I. はじめに

(検討の背景)

- 文化審議会では、平成 29 年文部科学大臣より「これからの文化財の保存と活用の在り方について」諮問を受け、第一次答申をとりまとめた。その結果、文化財の保存活用のための地域計画などの制度改正がなされ、地域における文化財保存活用の動きの活性化を促した。令和 3 年には、企画調査会の報告を踏まえて、無形の文化財に登録制度が設けられ、文化財の保存活用に係る制度的枠組みが整備された。
- 我が国の文化財は、それぞれが固有の価値を有するとともに、国の歴史や文化の理解に欠くことのできない貴重な国民的財産である。文化財を適切に保存し確実に次世代に継承していくことは、国民共通の責務である。また、文化財は、魅力あふれる地域づくりの礎として、地域の活性化に寄与するものである。地域の文化や経済の振興の核として、文化財を適切に活用しながら未来へ継承することが必要である。
- 文化財を後世に確実に継承していくには適切な保存を図ることが重要であるが、一方で、修理技術者等や天然素材を用いた用具製作・原材料生産の担い手の高齢化、減少、後継者不足により、多くの文化財保存技術が継承の危機に瀕している。
- 文化財は、一度壊れたり、途絶えたりすれば取り返しのつかないものである。現代を生きる世代だけではなく、連綿と続く未来の世代にわたって、文化財の魅力や価値を享受し続けることを可能とするためには、文化財の保存・継承に携わる人材の養成や事業量の確保を計画的に推進する必要がある。
- こうした状況を踏まえ、文部科学省では、文化財の修理技術者等や、用具・原材料の確保・支援等を持続的に進めるための 5 か年計画として、「文化財の匠プロジェクト」を策定した（令和 3 年 12 月 24 日文部科学大臣決定）。
- 同プロジェクトの推進には、専門的・技術的な見地からの検討や制度的な措置を含めた対応策の検討が必要であること、また平成 29 年の諮問のうち一部が継続審議となっていることから、令和 3 年 8 月 23 日、企画調査会に対し文部科学大臣より以下の事項について審議要請があった。
 - (1) 文化財の保存技術や技能の継承、修理技術者等の確保及び支援の在り方
 - (2) 文化財の保存に必要な用具や原材料等の安定的な確保の方策

(3) 持続可能な文化財保存の在り方など制度的対応（保存と活用の循環、資金調達
の促進）

(検討の経過)

- 本調査会では、令和3年10月以降、これまで計8回にわたり会議を開催し、本調査会の委員や関係者（各分野の選定保存技術保持者・保存団体、地方公共団体、民間企業、原材料生産者等）による意見発表、自由討議を行った。
- 今般、これまでの企画調査会における主な意見を踏まえ、今後議論を深めるべき主な事項ごとに検討の方向性について中間整理を行うものである。

II. 文化財の保存技術や技能の継承、修理技術者等の確保及び支援について

1. 沿革、現状の取組と課題

(文化財の保存技術に係る沿革)

- 我が国の有形文化財の多くは、主として木、紙、漆、絹等の脆弱な材料で作られており、伝統的な技術を基本とする定期的な修理を経ることによって、ようやく今日まで保存されてきた。文化財の価値を後世に確実に継承するためには、将来にわたって質の高い修理を重ねることが必要であり、修理技術に加えて、長年使用されてきた自然素材の用具、原材料が不可欠である。無形文化財である芸能に使用される楽器、小道具、衣裳等の製作・修理や、工芸の作品制作に使用される用具・原材料についても、技術の継承や安定的な確保が必要である。
- 我が国の文化財の保存技術は、前近代から継承されてきており、高度な専門的知識と経験によって錬磨・継承されるものである。一方、技術者等の減少、老齢化、後継者の確保が困難といった傾向が著しいことから、昭和50年、文化財保護法の一部改正により文化財の保存技術の保護制度（以下「選定保存技術制度」という。）が創設された。同制度では、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で、保存の措置を講ずる必要があるものを選定保存技術として選定している。また、その保持者や保存団体を認定し、伝承者養成、技術の錬磨、原材料・用具の確保、普及・啓発等の支援を通じて、その保存を図ってきた。
- 令和4年5月現在、選定保存技術は82件選定され、保持者57人、保存団体35団体（重複認定を除く実団体数）が認定されている。保持者・保存団体による伝承者養成事業の実施をはじめ、国も保持者や保存団体が行う伝承者養成、技術の錬磨等に対する支援を拡充するなど、技術の保存・伝承に多くの努力が注がれてきた。

(現状の取組と課題)

- しかしながら、多くの分野では保持者の高齢化、後継者不足の傾向は続いている。

保持者の平均年齢は約 75 歳であり、60 歳以下の者は 3 名（全体の約 5 %）しかおらず、後継者が確実にいる保持者も少ない。現在、保存団体がなく保持者のみが認定されている技術（43 件）について、10 年後に 60 歳未満の保持者を確保しようとするれば、43 件全てについて新たに認定をする必要があり、計画的な後継者の養成と保持者の認定を進める必要がある。また、選定解除後、後継者不在等の理由により新たな保持者が認定されないままとなっている技術は 25 件あり、後継者の養成状況に応じて、認定していく必要がある。

- 要因としては、選定保存技術制度創設以前からの課題として、技術者の減少、生業としての不安定さ、保持者が行う事業の零細性・保存団体組織の脆弱性、制度に関する社会的認知度の低さなどが考えられる。これらの課題は相互に絡み合っており、解決方策は総合的に検討する必要がある。

（技術者の減少）

- 第一に、生活様式の近代化や技術革新の進展によって、従来広い裾野を形成していた文化財分野以外の需要が減少するなど、文化財保存技術を取り巻く環境が変化し、結果として技術者及び後継者の減少が加速している。後継者養成を限られた現役の技術者が担う状況は、技術者にとって大きな負担となっており、着実な技術継承が危ぶまれる事態も招いている。
- 国は、技術の保護を目的として選定保存技術制度を創設したが、その選定の在り方として、保持者・保存団体は原則 1 名・1 団体を認定する運用が行われている。技術内容や地域的特色などの違いがある場合についてのみ、例外的に複数認定を行っているが、その数は全分野を通して 8 技術にとどまっている。今日の状況においては、こうした限定的な運用が、安定的な担い手の確保及び技術の継承の観点から障害となっているとの指摘がある。

（生業としての不安定な状況）

- 第二に、保持者・保存団体に所属する技術者であっても、市場の小ささ、需要の減少を背景に、生業として不安定な状況にある者も少なくない。技術の継承の担い手を確保し、その技術の維持・向上を図るためには、まず生業として成り立つことが重要である。そのためには、安定した中長期的な需要の見通しや、高度な技術を用いた仕事への適正な対価に対する社会的な理解が必要となる。
- 国は、こうした課題への対応も含め、国指定文化財修理の事業規模の確保を推進している。また、その修理に当たっては、選定保存技術保持者・保存団体等を活用するなど、修理需要の増加に資する取組を進めている。一方、本調査会では、既に専業では成立しない技術もあるとの指摘もあった。

(保持者が行う事業の零細性・保存団体組織の脆弱性)

- 第三に、主に美術工芸品や無形文化財に関する選定保存技術など、技術が専門的かつ市場規模が小さいものについて、保持者・保存団体間の交流の少なさ、保存団体の組織化の難しさ、事務局機能の脆弱性といった課題がある。こうした課題の背景には、技術の承継が家業として零細に営まれている場合が多いという現状がある。また、若年層の後継者が見つからないために、高齢者から高齢者への継承となっている例もある。
- 国は、選定保存技術の分野横断的な共通課題の解決や、更なる技術の発展を目的に、保存団体間の情報交換会や、用具・原材料製作者、保存技術関係者、重要無形文化財保持者を含む、伝統工芸関係者等による座談会を開催するなど、交流を促進している。また、伝承者養成等に係る国庫補助事業の事務手続きについては、国において、書類作成等に関するマニュアルを作成・配布するほか、研修会を主催している。一方、本調査会では、技術者個人が事務処理を行うことは困難であり、地方公共団体職員が丁寧なやり取りを重ね事実上事務を肩代わりしている事例についても報告された。

(社会的認知度の低さ)

- 第四に、社会的認知度の低さについては、誰もが実感するところである。一方で、選定保存技術の保持者・保存団体は、文化財の確実な継承に欠くことのできない技術を用いて、文化財の保存・継承を支えてきた。有形・無形の文化財の存続はこれらの技術なしには成り立たず、その重要性はますます高まっている。
- 国は、選定保存技術を広く社会に周知・普及するため、保存団体の紹介・実演等を行う「日本の技フェア」の開催(平成15年～)、国内外の各種展覧会、ワークショップの開催、パンフレットや動画等による広報を行ってきた。また令和2年には、建造物分野の選定保存技術を構成要素とする「伝統建築工匠の技」が、ユネスコ無形文化遺産へ登録された。しかしながら、重要無形文化財の制度が、注目を集めることが多い一方で、選定保存技術制度は創設後40年近く経過した今でもなお、十分に知られているとは言えない。

2. 検討の方向性

(1) 選定保存技術制度の在り方

(ア) 選定保存技術・認定対象の拡大

- 文化財を確実に保存するためには、保存技術の伝承基盤の整備と技術を生業とする業界の活性化が不可欠である。このため、1名・1団体を原則としていた選定保存技術の保持者・保存団体の認定に係る運用を改め、状況に応じて保持者・保存団体の複数認定を行うとともに、その方針を明確化するこ

とが必要である。その際、技術の状況は刻一刻と変化するため、技術内容や継承の状況について、定期的・継続的に調査を行うことが必要である。

- 保存団体は、後継者養成や広報を組織的に行うとともに個人の技術者をサポートすることも可能であり、個々の選定保存技術の置かれた状況に応じて、団体認定を促進する必要がある。

(イ) 保持者・保存団体の活性化

- 文化財保存を巡る厳しい状況の中で、技術者自身が分野や技術を超えた情報共有や交流を求めている。技術者が主体的に技術伝承について考え、行動することを後押しできるよう、保持者・保存団体間で情報交換を行う、分野を超えた横のネットワークの強化が必要である。

- 伝統技術が必要とされる文化財修理に当たっては、修理の質を担保するために選定保存技術保持者・保存団体等、高い技術を有する技術者が担うことが重要であり、質の高い伝統的な用具・原材料の使用が望まれる。このことは、保持者・保存団体等の仕事の需要増加につながり、ひいては文化財保存技術の継承にも資するものである。このため、国は、国指定文化財の修理の際に選定保存技術保持者・保存団体等の活用を必須とするとともに、その成果を積極的に発信することが考えられる。

- 国は、保持者が後継者養成や技術の錬磨に注力できるよう、伝承者養成等の事業に係る経理や研修の事務的作業等の管理業務について、経費面も含めてサポートする体制を整備することが必要である。その際、求められる機能としては、文化財に関する知見を備え保持者との緊密な関係を構築することや、行政の実務的なアドバイスを行うことが想定され、このための研修等も行いつつ文化財行政経験者が担うことが考えられる。

(ウ) 社会的認知度の向上

- 選定保存技術の社会的認知度をあげ、若い世代も含めて幅広い世代から関心を寄せてもらうことは、後継者や文化財保護の応援者を確保するうえで重要である。また長期的には、高度な技術を用いた仕事への適正な対価に対する、社会的な理解の形成にも資するものである。国、地方公共団体、保持者・保存団体が一体となって普及・啓発に取り組むことが必要である。

- 国において、顕彰制度の検討や SNS、動画の活用も含めた普及・啓発機会を充実することや、地方公共団体において、地域に継承されている文化財保存技術を文化財保存活用大綱・地域計画へ位置付けることなどが考えられる。

- 選定保存技術保持者・保存団体が社会で広く認識され親しみを持ってもらえるような通称（「伝統の名匠」等）を検討することも有意義である。

（２）文化財の保存技術に係る人材養成・確保

- 文化財の保存技術は、人から人へ伝承されてきたものである。匠の技を着実に継承するために、必要かつ真正な用具・原材料の確保支援など、選定保存技術保持者・保存団体が行う伝承者養成をさらに強化する必要がある。また、後継者養成における保持者と保存団体の連携や、保存団体における自主的なレベル別の講習会、保存団体による独自の資格認定制度の実施等、分野や技術に応じて養成方法を工夫することは有効である。国や地方公共団体、大学等の多様な主体が行う研修も有効であり、保持者・保存団体の連携の下で充実させていくことが求められる。
- また、文化財保存技術を地域で支える人材の養成も重要である。国は、地方公共団体の担当者向けの講習を充実するとともに、文化財保護指導委員も含め、文化財保護に関する普及啓発を担う人材を対象とする情報交換等の機会の確保についても検討する必要がある。

（３）文化財修理等に係る分野横断的な拠点整備

- 美術工芸品の修理拠点として京都国立博物館にある、文化財保存修理所の修理スペース不足や機能面の見直しの必要性を契機に、国は、令和４年度から新たな国立の文化財修理センター（仮称、以下「センター」という。）の整備に係る調査研究に着手したところである。
- 一方、文化財保存技術や用具・原材料に関する諸課題については、分野横断的に状況を把握し、各分野の専門性や知見を横串でつなぐ総合的な解決策の検討が必要である。このため、センターの機能としては、例えば、分野横断的な拠点機能、修理記録等のデジタルアーカイブ化などの情報集約機能、原材料の需給状況を含む文化財保存技術に関する一体的・継続的な調査研究機能や、研修・普及啓発機能などの幅広い機能を備えるなど、ナショナルセンターとしての情報の集約や発信・広報、文化財所有者、修理技術者、研究者、行政など文化財関係者間のコーディネート機能の発揮が期待される。センターに求められるこうした機能を十分に備えたものとなるよう、国は具体的な検討を進める必要がある。なお、その際、センターの整備に必要となる財源の具体的確保の方法についても検討を進める必要がある。
- また、センターに係る国の検討においては、文化財に関する研究機関である（独）国立文化財機構をはじめ、関係機関と緊密に連携することが求められる。また、センターを中核に地域の博物館等を協力機関として位置付け連

携を図ることも有効である。

III. 文化財の保存に必要な用具や原材料等の安定的な確保について

1. 現状の取組と課題

(用具・原材料等を巡る状況)

- 文化財の保存には、有形文化財の修理に用いられる用具・原材料や、無形文化財(わざ)を成り立たせる道具・原材料が必要不可欠である。しかしながら、文化財の保存技術を巡る状況と同様に、社会経済の変化に伴い、文化財分野以外における伝統的な用具・原材料の需要は限られたものとなり、安定的な確保が困難になりつつある。こうした状況は、文化財の種類に関わらず概ね共通しているが、その程度や課題の違いに留意する必要がある。
- 有形文化財の修理に当たっては、修理する文化財の当初の質と類似した、伝統的な材質・資材を用いることが原則となっている。このうち建造物については、資材の共通性・使用量、費用や携わる技術者・技能者の人数など各観点でスケールが相対的に大きく、一定の市場規模が存在する中で、代用品の普及、大径材などの特殊資材の突発的な需要への対応といった課題が生じている。一方、美術工芸品については、必要とされる用具・原材料は多種、高品質、少量かつ特殊であり、零細な市場規模や生産・製造にかかる手間は収入源としての魅力が低く、継続的な生産・製造等に課題がある。
- 無形文化財の保存・継承に用いられる用具・原材料についても、美術工芸品と同様の傾向が見られるが、芸能の場合は習い事として嗜む愛好家による道具等の使用、工芸技術の場合は伝統的工芸品や工芸作品一般等への使用がある。ただし、愛好家の減少や伝統的な工芸品の需要の低下により、これらに用いられる用具・原材料の需要についても縮小傾向にある。

(現状の取組と課題)

- こうした状況を踏まえ、選定保存技術制度では文化財の修理技術等のみならず、材料の生産、製造等又は用具の製作・修理等の技術・技能で保存の措置を講ずる必要のあるものについても、選定対象とされ保護が図られている。本調査会では、この制度に基づく支援が、選定保存技術に用いる用具・原材料の確保や入手先の開拓に有効である、との報告があった。制度的な保護措置の他にも、需給状況等に関する調査、生産に係る管理支援、原材料の調査研究、需要の創出などの取組が行われている。

(需給状況等の調査)

- 用具・原材料を巡る厳しい状況の実態を把握するため、これまで、国、保存団体、

研究者が分野ごとに必要な用具・原材料の実態、需給状況の調査を行ってきた。また、建造物分野については、国において、国宝・重要文化財の保存修理で使用する修理用資材の長期需要予測調査を実施した（漆：平成27～28年度、植物性屋根：平成29～令和2年度）。こうした各種調査は、分野ごとの状況の違いを踏まえ、網羅的・継続的に実施されることが必要である。

（生産に係る管理支援等）

- 国は、有形文化財の用具・原材料の安定的な供給を図るため、建造物分野については、文化財修理に提供可能な植物性資材の産地を「ふるさと文化財の森」として設定し情報提供、管理業務支援、認知度向上のための普及啓発等を行っている。また美術工芸品分野については、国宝・重要文化財の修理に必要で支援の緊急性の高い用具・原材料を対象に、管理業務への支援を実施している。
- 漆やノリウツギをはじめとする、採取までの育成時間と手間がかかる原材料については、生産者の経営維持の観点からは生産困難となりやすく、行政の継続的な支援が必要である。また、用具・原材料の生産管理支援に当たっては、安定的な確保のみならずその質の担保が重要である。

（原材料の科学的検証）

- 文化財修理に伝統的に使用されてきた原材料について、その有用性に関する科学的検証や、既に入手困難な原材料に関する代替素材の研究が、主に（独）国立文化財機構東京文化財研究所や地方公共団体等において個別に進められている。こうした調査研究を体系化し、文化財修理等に適した物性を特定することが重要である。また、入手困難な原材料については代替材料の段階的な使用を模索するなど、科学的知見を踏まえた施策を検討する必要がある。

（需要や付加価値の創出）

- 主に文化財保存にのみ用いられる用具・原材料は、代表的な生産地であっても地域における認知度が低く、文化財分野以外も含めた需要開拓が不十分であるなど、継続的な生産を支える環境が整備されているとは言えない。需給の縮小傾向を打開するため、国産漆のように、原材料の需給状況等の調査研究成果を踏まえ、文化財修理における全国的な供給可能性や有用性が明らかになった原材料については、国によって需要を喚起する取組が進められている。しかしながら、こうした取組は一部にとどまっている。
- また、芸能分野の場合、使用者である実演家が楽器や衣裳等の購入・修理を行うことで需要が生まれる。一方、伝統的な技術によって製作された楽器・衣裳等は高額なことから、需要はあるものの実演家の希望に沿う道具の購入・修理が困難であるといった状況もあり、特に若手の実演家の使用が進んでいない。

2. 検討の方向性

(1) 用具・原材料に係る調査・研究

- これまでに実施されてきた調査研究成果を踏まえつつ、用具・原材料に関する網羅的かつ横断的な需給調査や原材料に関する調査研究、調査で得られた知見の集約・情報発信を定期的・継続的に実施することが必要である。これにより生産見通しや代替材料の必要性などの課題を把握し、分野横断的な生産集約など、需給安定化に向けた取組につなげることが有効である。

(2) 用具・原材料の安定的な確保

- 文化財の保存・継承に不可欠な用具・原材料については、個々の需給状況に応じて、その生産や生育環境を守るための管理が重要であり、支援分野の充実を図る必要がある。
- また、文化財の保存・継承に不可欠で、国内生産が危機的な状況にあるなど安定供給を図るべき原材料については、国がリスト化し、例えば個々の原材料の特殊性を踏まえた行政等による買上げ、備蓄等の必要性も含め、長期的な安定供給のための仕組みを検討する必要がある。その際、伝統的な原材料の必要性を、質の観点から科学的に検証することが重要である。

(3) 用具・原材料に係る情報発信、需要の創出

- 文化財保存に必要な用具・原材料の生産地における認知度をあげるため、国やセンターは地方公共団体に対する積極的な情報発信を行うことが重要である。また、地方公共団体においては、文化財保存活用大綱・地域計画に、用具・原材料の状況把握についての対応を位置付けることも考えられる。
- 用具・原材料の使用者側に着目した需要の創出は、長期的な視点で安定的な供給を促すインセンティブとなりやすく、持続可能な取組として有効である。需要の創出方策の一つとして、国指定文化財建造物の修理に伝統的な和紙や畳等の活用を推奨することが考えられる。国は、推奨される原材料の仕様やメリットについて所有者の理解を得られるよう、積極的な情報発信を行うとともに、適切な品質を実現するための取組や所有者の費用負担増への配慮について検討する必要がある。
- 無形文化財の芸能については、伝統的な技術によって製作された楽器や衣裳等の購入・修理に対する需要に対応するため、重要無形文化財の保持者や保持者の団体への支援等を活用することも有効である。また、学校で使われている邦楽器についても、その充実を図ることが重要である。

IV. 持続可能な文化財保存のための対応について

1. 現状の取組と課題

(持続可能な文化財保存のための基盤整備)

- 文化財の保護に当たっては、文化財の価値を後世に向けて確実に維持する「保存」と、文化財としての価値を踏まえ適切に現代社会へ生かす「活用」の好循環を図ることが重要である。一方、少子高齢化、過疎化といった社会状況の変化により、地域における文化財継承の担い手が減少し、文化財は散逸・消滅の危機に晒されている。
- こうした状況を踏まえ、未指定も含めた多様な文化財を次世代に確実に継承できるように、文化財保護法の一部改正により、平成30年には文化財の保存・活用のための地方公共団体の計画制度が、令和3年には文化財の地方登録制度が整備され、長期的な視点で地域社会全体が文化財保護に取り組むための基盤が整えられた。
- 文化財の保存と活用の好循環が実働するには、文化財の修理が適正な周期で行われること、そのための資金や修理を可能とする技術者、用具・原材料が安定的に確保されること、適切に保存された文化財が地域社会で活用され文化財保護の担い手がさらに増えること、といった各段階での取組が相互に連動し継続的・安定的に規模を保つことが重要である。
- 無形文化財である芸能の場合においても同様に、保存と活用の好循環が求められる。実演家による実演が行われることで、楽器、小道具、衣裳等の製作技術者や原材料生産者の需要が生まれるとともに、実演家を支える支援者も増えるといった特徴があり、無形文化財そのものの振興も併せて重要である。
- また、我が国において、自然素材で作られた文化財を、地域・国内に継承されてきた伝統的な用具・原材料を用いて保存し、社会全体で護り継承していくことは、我が国が2030年までの実現に尽力している持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも資するものと考えられる。

(資金面の状況)

- 文化財保護を巡る資金面の状況は厳しい。国指定文化財の場合は、文化財保護法に基づき国が手厚く支援するとともに、税制上の優遇措置が講じられているが、そもそも文化財の保存・修理費用が高額になりやすい。また、人口減少や過疎化により地方公共団体からの補助や、寄附金を含めて資金工面が難しい所有者が多い。文化財の活用による自己収入もコロナ禍で厳しい状況にあるなど、所有者が自己負担分を調達できずに修理の遅れにつながる事例も少なくない。
- 都道府県・市町村の指定文化財や公立美術館・博物館の所蔵品については、概してその件数に比して地方公共団体の保存活用の予算が少ない上、文化財の保存修理に関する知見が十分に共有されていない場合もあり、修理が進んでいない状況があ

る。

- 一部の地方公共団体においては、域内の文化財の保存活用のために、条例による基金の設置、クラウドファンディング、ふるさと納税や企業版ふるさと納税を活用する取組や、文化財建造物を PFI 方式によって宿泊施設として開業する取組などが進められているが、全国的な取組には至っていない。
- また本調査会では、公的資金が投入されている文化財の場合、民間資金を自己調達すると補助金等の予算が減額されるのではないかとの懸念により、所有者がクラウドファンディングの活用を尻込みしているとの指摘や、クラウドファンディングの活用の際して公的機関が関与またはサポートする仕組みの必要性について指摘があった。
- こうした指摘等も踏まえ、国は、所有者等による寄附やクラウドファンディングの活用を促進するため、国宝・重要文化財の国庫補助事業において、所有者が寄附やクラウドファンディングを活用して資金調達を行った場合、補助率を加算する仕組みを創設しており、今後、積極的な活用に向けた周知が必要である。

2. 検討の方向性

(1) 文化財修理需要の可視化、創出

- 文化財の保存環境や状態、修理履歴等を踏まえ、適正な修理周期に基づく長期的な修理需要予測を可視化することは、原材料の円滑な需給体制の構築とともに、修理技術者、用具・原材料の生産者、その他関係者の中長期的な仕事量の見通しの確保に資するものである。国は、国指定文化財について調査を実施し、分野・対象を広げて長期的な修理需要予測調査を進める必要がある。
- 地方公共団体は、文化財の保存活用に民間資金活用を含めた持続可能な取組を行う先行事例も参考にしつつ、地方指定文化財の修理を促進することが必要である。また国は、地方公共団体の職員等に対する講習を充実させるなど、文化財の保存や修理の重要性の理解を促す必要がある。

(2) 多様な資金調達の促進

- 国、地方公共団体は、文化財の保存活用に係る予算の確保に引き続き努める必要がある。同時に、地域社会全体で文化財を支える観点から、地方公共団体が、域内の幅広い文化財の保存活用を支援するため、基金の設置、クラウドファンディング、ふるさと納税や企業版ふるさと納税の活用によりファンドレイズする枠組みの形成を、国として促進するなど、多様な資金調達を後押しする仕組みを検討することが必要である。

(3) 幅広い裾野の拡大

- 文化財の保存・継承には、地域において文化財の価値や修理等の必要性を理解し、その継承のために尽力する担い手を増やすことが重要である。その手段の一つとして、学校において、地域の文化財やそれらを守り続けてきた文化財保存技術、用具・原材料に関して学ぶことは有効である。教育機関と連携し、子供たちが伝統文化に触れる機会を増やすとともに、学校への情報提供も含め積極的に発信を行う必要がある。このことは、文化財保存技術者や用具・原材料生産者の確保や後継者の裾野拡大にも資するものと考えられる。
- 博物館における体験学習や建造物修理現場の公開など、各地で行われている伝統的な技術の普及啓発活動を、地方公共団体における文化財保存活用大綱・地域計画に位置付け、関連性のある一体的な取組として情報発信することが重要である。その際、大学や企業等の地域貢献の取組と連携することは有効である。また、文化財保護に関する普及・啓発に当たっては、文化財保護指導委員の活用も有効である。
- 文化財の保存に必要な技術の着実な継承や用具・原材料の安定的な確保のためには、文化財分野以外の市場の開拓、活性化も重要である。伝統的な技術が継承されている地域や原材料の生産地においては、地域における認知度を向上させ、地域行事や観光とも絡め特産品としての価値付けを図るなど、需要創出に向けた取組を検討することが重要であり、国、地方公共団体は関係機関との連携により、こうした取組を促進することが求められる。

V. 今後に向けて

- 検討の方向性については、本中間整理を踏まえ、具体化に向けて引き続き検討を進め、令和4年末を目途に取りまとめを行うこととする。

以上